

○入札説明書

公益財団法人いばらき文化振興財団が購入する物品の入札公告に基づく一般競争入札については、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義があるときは、下記4に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後にあっては、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 平成31年2月8日（金）

2 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

1500ccクラス 5人乗り 乗用車 AT車 1台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成31年3月27日（水）

(4) 履行場所

茨城県水戸市千波町東久保697番地

3 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できること。

(5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

(8) 水戸市内に本社、支社（店）、営業所又は事業所があること。

4 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札書の配布及び契約条項の提示場所並びに問い合わせ先

〒310-0851
茨城県水戸市千波町東久保697番地
公益財団法人いばらき文化振興財団 事務局 総務課
電話 029-305-0161
メール icf-ga6@icf4717.or.jp

(2) 仕様書等に対する質問

この入札説明書、仕様書等について質問のある場合は、次に従い書面により提出すること。

ア 提出期間

平成31年2月8日（金）から平成31年2月13日（水）まで。
時間：午前9時から午後5時

イ 提出場所 4（1）に同じ

ウ 提出方法 持参，メールのいずれか

エ 回答期限 平成31年2月13日（水）までにメールで回答。

(3) 入札執行の日時及び場所

平成31年2月19日（火） 午前10時00分

〒310-0851
茨城県水戸市千波町東久保697番地
茨城県立県民文化センター 図書資料室

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 入札参加資格等の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1号）及び申請書に記載された必要書類を添付して、4（1）に示す場所に平成31年2月13日（水）午後5時までに提出しなければならない。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(2) 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格等確認通知書により回答する。

(3) 前項により、参加資格無しのお知らせを受けた者は、この入札に参加できない。

7 入札方法

(1) 入札書の提出方法は、入札参加者が入札書及び**事業所等の住所を証する書類（登記簿謄本の写し等）**を4（3）に示す日時に直接持参するものとする。

(2) 代理人による入札の場合は、開札時までに委任状を提出すること。

- (3) 原則として、この入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、入札した最低価格者から見積書の提出を求め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項に規定する随意契約に移行することがある。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。
- (5) 入札書の記載事項を訂正する場合は、訂正部分を二重線で消し押印すること。なお、入札金額を訂正した入札書の使用はできない。
- (6) 提出した入札書の引き換え又は変更は、認めない。
- (7) 入札参加者が連合し又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することが困難であると認められたときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

8 開札

開札は、入札参加者又はその代理人が立ち会い行うものとする。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
 - ア 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
 - イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき
 - ウ 記名又は押印を欠くとき
 - エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
 - オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき
 - カ 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
 - キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき
 - ク 代理人が委任状を持参しないとき
 - ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき
- (2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者がした入札及び本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者がした入札は、無効とする。
- (4) 入札時点において3に掲げる入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

公益財団法人いばらき文化振興財団財務規程第47条の定めにより、契約は、茨城県財務規則の規定に準じて行うものとしていることから、茨城県財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって

有効な入札を行った者を，落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは，当該入札者にくじを引かせて落札者の決定を行う。この場合において，当該入札者のうち，くじを引かない者があるときは，当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 契約書作成の要否

要

茨城県財務規則

(予定価格の決定方法)

第146条 予定価格は，競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし，一定期間継続して行う製造，修理，加工，売買，供給，使用等の契約の場合においては，単価についてその予定価格を定めることができる。

予定価格は，契約の目的となる物件又は役務について，取引の実例価格，需給の状況，履行の難易度，数量の多寡，履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。